

# 社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成19年3月（第2回訂正分）

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

この届出目論見書により行う社債200億円（見込額）の募集（一般募集）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年2月21日に、また同法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年2月26日及び平成19年3月6日に、それぞれ近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

発行価格及び利率については仮条件を記載しておりますので、発行価格及び利率が決定（平成19年3月14日から平成19年3月22日までの間に決定する予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

## 1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成19年2月21日付をもって提出した有価証券届出書及び19年2月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成19年3月6日に社債の発行価格及び利率につき仮条件を提示することになり、同日引受けの条件及び社債管理の委託の条件を内定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

第一部【証券情報】	1頁
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
発行価格の欄	1
利率の欄	1
申込期間の欄	1
払込期日の欄	1
欄外注記	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託】	2
(1)【社債の引受け】	2
(2)【社債管理の委託】	2

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

##### 発行価格の欄

発行価格（円）	未定 <u>（各社債の金額100円につき金99円00銭～100円を仮条件とする。（注）15）</u>
---------	---

##### 利率の欄

利率（％）	未定 <u>（第216回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.10%を加えた率～同利回りに0.30%を加えた率を仮条件とする。（注）15）</u>
-------	--

##### 申込期間の欄

申込期間	平成19年3月22日 <u>（注）16</u>
------	-------------------------

##### 払込期日の欄

払込期日	平成19年3月28日 <u>（注）16</u>
------	-------------------------

##### 欄外注記

（注）（1から14省略）

15. 発行価格および利率については、上記仮条件により、需要状況を勘案したうえで、平成19年3月14日から平成19年3月22日までの間に決定する予定である。

16. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しているが、発行価格及び利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で、繰り上げることがある。

当該需要状況の把握期間は最長で平成19年3月6日から平成19年3月22日までを予定しているが、実際の発行価格及び利率の決定については、平成19年3月14日から平成19年3月22日までのいずれかの日を予定している。また、払込期日についても平成19年3月20日から平成19年3月28日までのいずれかの日を予定している。

したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月14日」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成19年3月20日」となることがありますのでご注意ください。

（注）15の追加及び番号変更

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	20,000	<u>1. 引受人は、本社債の全額につき、買取引受けを行う。</u> <u>2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金17.5銭とする。</u>
計	—	20,000	—

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記の通り内定しているが、平成19年3月14日から平成19年3月22日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	<u>本社債の管理委託手数料については、社債管理者に金180万円を支払うこととしている。</u>
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	

(注) 社債管理者及び委託の条件については、上記の通り内定しているが、平成19年3月14日から平成19年3月22日までの間に社債管理委託契約を調印する予定である。